

啓明

FUJII LAW OFFICE MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.116(H30.12.4) 来年(平成31年)1月から、自筆の遺言書が以前より簡便に作成できるようになると聞きましたが、具体的にどうい
うことですか。

A: 自筆の遺言書は、これまでは、全文自ら手書きで作成する必要がありましたが、平成31年1月13日以降は、たとえば、他の人にパソコン等で作成してもらった財産目録を添付して作成することも可能になります。

★ これまでは、自筆の遺言書を作成する場合は、遺言者がその全文、日付、氏名を自書し、これに印を押さなければならず、誤記した場合の訂正も要式に従う必要があり面倒でしたが（民法968条）、平成30年7月に成立した民法改正で、添付する財産目録については自書したものに限られなくなりました。財産目録を他人に手書きやパソコンで作成してもらったり、登記事項証明書や預金通帳をコピーして遺言書に添付することも可能になりました。上記改正条項の施行期日は来年（平成31年）1月13日です。



☆ これにより、たとえば、「別紙1の不動産は長男Aに、別紙2の預貯金は次男Bに相続させる」という部分を自書すれば、添付した目録も遺言書本文と一体として扱われることになります。高齢化に伴い自書が不得手となった人には朗報かと思います。

○（留意点）添付する財産目録に契印の必要はありませんが、それぞれに遺言者が署名捺印だけはしなければなりません。

◎（補足）自筆の遺言書は自宅で保管されることが多いことから、紛失、別人による廃棄、改ざんが行われる可能性があるため、今般の改正にあわせて、法務局で遺言書を保管する制度が新たにできました。施行は公布（平成30年7月13日）から2年以内とされています。

（次回の話題）民法の相続に関する規定が変わると効きました。改正によって、遺留分制度はどのように変わるのでしょうか？

（H31.1.7 予定）